

令和2年度「面的キャッシュレス・インフラの構築支援事業」
交付規程

令和 2年 9月 28日

(通則)

第1条 令和2年度「面的キャッシュレス・インフラの構築支援事業」補助金(以下「補助金」という。)の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。)及びその他の法令の定めによるほか、この規程の定めるところによる。

(目的)

第2条 この規程は、キャッシュレス化推進事業費補助金(面的キャッシュレス・インフラの構築支援事業)交付要綱(20200717財商第3号。以下「要綱」という。)第4条第1項の規定に基づき株式会社ジェイアール東日本企画(以下「補助金事務局」という。)が行う令和2年度「面的キャッシュレス・インフラの構築支援事業」の交付手続等を定め、もってその業務の適正かつ確実な処理を図ることを目的とする。

(交付の目的)

第3条 本事業は、面的なキャッシュレス化に取り組む団体(以下「地域団体」という。)又は当該地域団体と民間事業者のコンソーシアムが、地域の中小規模事業者等に一体的にキャッシュレス決済を導入する取組を支援することで、地域における面的なキャッシュレス決済の普及を推進し、感染症の蔓延しにくい環境や、地域における消費喚起の基盤を構築することを目的とする。

(交付の対象)

第4条 補助金事務局は、地域団体又は当該地域団体と民間事業者のコンソーシアム(以下「間接補助事業者」という。)が補助対象となる事業を実施するために必要な経費のうち、本補助金交付の対象として補助金事務局が認める経費(以下、「補助対象経費」という。)について予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、別紙 暴力団排除に関する誓約事項に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象としない。

(キャッシュレス決済サービス)

第5条 キャッシュレス決済サービスとは、クレジットカード、デビットカード、電子マネー、QRコード決済等、一般的な購買に繰り返し利用できる電子的な決済サービスをいう。

(キャッシュレス決済事業者)

第6条 日本に居住する者を対象とし、キャッシュレス決済サービスを提供できる事業者をいう。

(補助対象者)

第7条 本補助金の交付対象となる補助対象者は、下記の要件を満たす地域団体又は当該地域団体と民間事業者のコンソーシアムとする。

- (1) 商店街等組織
- (2) 商工会議所、商工会、観光協会
- (3) 街づくり事業者等を中心とした複数事業者の集合組織体
- (4) その他地域団体として補助金事務局が認めるもの

2 応募資格は以下のとおりとする。

- (1) 日本に拠点を有していること。
- (2) 本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- (3) 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること(任意団体の場合は、原則、応募申請時において、設立(結成)後1年以上を経過していること)。
- (4) 経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。

3 下記いずれかの要件に当てはまる地域団体等は本事業の対象とならない。

- (1) 経済産業省から補助金等指定停止措置又は指名停止措置が講じられている地域団体・民間事業者
- (2) 傘下に単一業種の事業者しか含まない地域団体(ただし、中小企業基本法上の業種分類「小売業」に該当する業種は除く)
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条に規定する「風俗営業」、「性風俗関連特殊営業」及び「接客業務受託営業」を営む地域団体・民間事業者
※風俗営業等の規則及び業務の適正化に関する法律第2条第1項第1号及び旅館業法第3条第1項に規定する許可を受け旅館業を営む地域団体・民間事業者、風俗営業等の規則及び業務の適正化に関する法律第2条第1項第1号及び食品衛生法第52条第1項の許可を受け、生活衛生同業組合の組合員であり、料金の明示、明細の交付など会計処理を的確に行うことについて補助金事務局が確認をした地域団体・民間事業者は補助対象
- (4) 過去1年において、労働関係法令違反により送検処分を受けている地域団体・民間事業者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団等の反社会勢力に係る地域団体・民間事業者
- (6) 宗教法人
- (7) 地方自治体
- (8) その他、本事業の目的・趣旨から適切でないと補助金事務局が判断する者

(補助対象事業)

第8条 本事業の対象となる補助対象事業は、間接補助事業者が地域の中小・小規模事業者等に対し、キャッシュレス決済サービスの提供と共に当該サービスの決済が可能なキャッシュレス決済端末本体等は無償で提供する事業とする。ただし、次の(1)から(10)の要件を満たす事業でなければならない。

- (1) 間接補助事業者はキャッシュレス決済端末本体等の導入先が中小・小規模事業者等の要件を満たしているかを確認すること。
- (2) 間接補助事業者と中小・小規模事業者等との間において締結された契約書等の書面等において、キャッシュレス決済サービスの提供及びキャッシュレス決済端末本体等が無償で提供することが明記されており、かつ補助金事務局が当該契約書等を確認できること。
- (3) 令和3年2月26日までにキャッシュレス決済端末本体等を中小・小規模事業者等が営む店舗に設置すること。
- (4) 中小・小規模事業者等の事業者情報に変更が生じた場合は、速やかに補助金事務局へ報告をし、その指示を受けなければならない。
- (5) 本事業の実施に関わらず、キャッシュレス決済端末本体等を予め無償で提供するもの(一時的なキャンペーン等を除く)でないこと。
- (6) 無償提供するキャッシュレス決済端末本体等の所有権が、本事業が終了するまで、間接補助事業者に帰属していること。

- (7) キャッシュレス決済端末本体等を提供した中小・小規模事業者等に対して、当該キャッシュレス決済端末本体等が提供する機能について、事業終了後に追加的なコスト負担を求めないこと。
- (8) 間接補助事業者がキャッシュレス決済端末本体等を導入する中小・小規模事業者等に対して、端末操作に関する説明・フォローアップを行うこと。
- (9) キャッシュレス決済端末本体等を導入した後も、間接補助事業者が十分な支援(返品、故障、入替等への対応)を行うことが予定されていること。
- (10) 本事業で導入するキャッシュレス決済端末等は、国からの他の補助金(負担金、利子補給金並びに補助金適化法第2条第4項第1号に掲げる補助金及び同項第2号に掲げる資金を含む。)交付された実績のあるキャッシュレス決済端末本体等と異なる決済端末等であること。

2 本事業開始後から令和3年2月26日までの期間、当該事業の実施に当たり、地域団体が傘下の事業者中小・小規模事業者等に対して周知・広報するための外注費又は委託費を補助対象とする。専ら本事業のためだけに使用することを前提とした経費に限ることとし、本事業のために追加的に支出した経費と明確に切り分けることができない経費は補助対象外とする。

3 本補助金と国からの他の補助金(負担金、利子補給金並びに補助金適化法第2条第4項第1号に掲げる補助金及び同項第2号に掲げる資金を含む。)の併用はできない。

(中小・小規模事業者等)

第9条 中小・小規模事業者等とは、第2項に規定する中小・小規模事業者及び第3項に規定する会社形態以外の事業者をいう。ただし、補助金事務局が公募要領等において別途定める要件に該当する者のみ補助事業におけるキャッシュレス決済端末本体等の導入の対象となる。

2 中小・小規模事業者とは、以下のとおりとする。

- (1) 下記の表のとおり、資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに定める金額以下の会社又は常時使用する従業員の数がその業種ごとに定める数以下の会社及び個人事業主であって、その業種に属する事業を主たる事業として営む事業者とする。

業種分類	定義
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人事業主
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人事業主
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人事業主
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人事業主

(2) 旅館業は資本金5千万円以下又は従業員200人以下、ソフトウェア業・情報処理サービス業は資本金3億円以下又は従業員300人以下とする。

(3) 資本金又は出資金が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有される事業者は除く。

(4) 補助事業実施期間に限って、資本金の減資や従業員数の削減を行い、補助事業実施期間終了後に、再度、資本金の増資や従業員数の増員を行うなど、専ら本事業の対象事業者となることのみを目的として、資本金、従業員数、株式保有割合等を変更していると認められる場合は除く。

3 キャッシュレス決済端末本体等の導入の対象となる会社形態以外の事業者は、以下のとおりとする。

- (1) 中小企業支援法第2条第1項第4号に規定される中小企業団体、特別の法律によって設立された組合又はその連合会。
- (2) 一般財団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人については、第2項の業種分類に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下であり、同項の(3)又は(4)に該当しないもの。
- (3) 公益財団法人、公益社団法人については、第2項の業種分類に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下であり、同項の(4)に該当しないもの。

(補助の対象となる経費、補助率及び補助金限度額)

第10条 補助対象経費の区分及び補助率は、別表1のとおりとする。

2 補助金の上限額並びに下限額は、別表2のとおりとする。

(交付の申請)

第11条 補助金の交付を申請しようとする間接補助事業者(以下「申請者」という。)は、様式第1による交付申請書に補助金事務局が定める書類を添えて、補助金事務局が指定する期日までに提出しなければならない。

コンソーシアムで申請する場合は参加する全ての民間事業者は連名で申請すること。

(交付申請額の算定等)

第12条 申請者は、交付申請の対象となるキャッシュレス決済端末本体等の補助対象経費の見込額及び算定の参考となる情報を補助金事務局が定める集計期間毎に集約し、申請額の算定を行うこととする。

(電子申請等)

第13条 申請者は、原則として、本規程に定める手続きを電磁的方法(適正化法第26条の3第1項の規定に基づき補助金事務局が定めるものをいう。以下同じ。)により行うこと。

2 補助金事務局は、原則として、本規程に定める手続きを電磁的方法により行う。

3 補助金事務局及び申請者は原則、前2項のとおり電磁的方法により各種手続を行うこととするが、補助金事務局が判断した場合はこの限りではない。

4 補助金事務局は第3項のとおり電磁的方法以外による各種手続を行うことができるよう予備様式を定める。

(交付決定の通知)

第14条 補助金事務局は、第11条の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、交付決定を行い、様式第2による交付決定通知書により申請者に通知するものとする。この場合において、補助金事務局は、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、申請に係る事項につき修正を加えて交付決定を行うことができるものとする。

2 補助金事務局は、審査の結果、補助金の交付が適当でないと認めるときは、その旨を申請者に通知するものとする。

3 補助金事務局は、交付決定又は精算払請求の後に補助金の交付に係る予算が不足した場合等において、申請者に交付決定額を変更し、精算払金額を変更する等の措置を講ずることがある。

4 補助金事務局は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(交付の条件)

第15条 補助金事務局は、前条第1項の規定に基づく補助金の交付を決定する場合において、必要に応じ、当該交付の決定を受けた間接補助事業者に対し、次の各号に掲げる条件その他の条件を付することができる。

- (1) 間接補助事業者は、法令、交付規程、公募要領及び交付決定の内容並びにこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって補助事業を行うこと。

(2) 間接補助事業者は、補助金事務局が補助事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る補助事業の実績が交付決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助金を交付しない場合があること。

(3) 間接補助事業者は、補助金事務局が補助事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査を行おうとするときは遅滞なくこれに応ずること。

(4) 間接補助事業者は、補助事業終了後、補助金事務局及び経済産業省の指示に従い、補助事業の効果等を報告すること。

(申請の取下げ)

第16条 間接補助事業者は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に、様式第3による交付申請取下げ届出書を補助金事務局に提出しなければならない。

(補助事業の経理等)

第17条 間接補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかななければならない。

2 間接補助事業者は、補助金の交付に関する一連の通知、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了(廃止の承認を受けた場合を含む。)の日の属する年度の終了後5年間、善良な管理者の注意をもって保管し、補助金事務局の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかななければならない。

(計画変更の承認等)

第18条 間接補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第4による計画変更(等)承認申請書を補助金事務局に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額の10パーセント以内の流用増減を除く。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

(ア) 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、間接補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合。

(イ) 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合。

(3) 補助事業の全部又は一部を他に承継しようとするとき。

(4) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 補助金事務局は、前項に基づく補助事業計画変更承認申請書を受理したときは、これを審査し、当該申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、その旨を当該間接補助事業者に通知するものとする。

3 補助金事務局は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(契約等)

第19条 間接補助事業者は、本事業のためだけに使用することを前提とした経費のみを委託・外注先等へ正式発注する際には事前に三者に見積を依頼し、適正執行価格の妥当性を証明する証憑を取得することを原則とする。

2 間接補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結し、補助金事務局に届け出なければならない。ただし、本補助事業において実質的な便益を受益する中小・小規模事業者との契約についてはこの限りでは無く、補助金事務局に届け出る必要はない。

- 3 間接補助事業者は、前2項の契約に当たり、契約の相手方に対し、補助事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置をとらなければならない。
- 4 間接補助事業者は、第1項又は第2項の契約(契約金額100万円未満のものを除く)に当たり、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、補助事業の運営上、当該事業者でなければ補助事業の遂行が困難又は不適當である場合は、補助金事務局の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。
- 5 補助金事務局は、間接補助事業者が前項本文の規定に違反して経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、間接補助事業者は補助金事務局から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。
- 6 前5項までの規定は、補助事業の一部を第三者に請負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、間接補助事業者は、必要な措置を講じるものとする。
- 7 補助金事務局は、間接補助事業者に補助金を交付するときは、前5項までの規定に準ずる条件を付すものとする。

(債権譲渡の禁止)

第20条 間接補助事業者は、第14条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を補助金事務局の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 補助金事務局が第26条第1項の規定に基づく確定を行った後、間接補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、間接補助事業者が補助金事務局に対し、民法(明治29年法律第89号)第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成10年法律第104号。以下、「債権譲渡特例法」という)第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、補助金事務局は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し、又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、間接補助事業者から債権を譲り受けた者が補助金事務局に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

- (1) 補助金事務局は、間接補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
 - (2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。
 - (3) 補助金事務局は、間接補助事業者による債権譲渡後も、間接補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら間接補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。
- 3 第1項ただし書に基づいて間接補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、補助金事務局が行う弁済の効力は補助金事務局が支出の通知を行ったときに生ずるものとする。

(補助事業の承継)

第21条 補助金事務局は、間接補助事業者について相続、法人の合併又は分割等により補助事業を行う者が変更される場合において、その変更により事業を承継する者(第8条で規定する間接補助対象者の要件を満たす者)が当該補助事業を継続して実施しようとするときは、様式第5による承継承認申請書を

あらかじめ提出させることにより、その者が補助金の交付に係る変更前の間接補助事業者の地位を承継する旨の承認を行うことができる。

(事故の報告)

第22条 間接補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第6による事故報告書を補助金事務局に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第23条 間接補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、補助金事務局の要求があったときは速やかに様式第7による状況報告書を補助金事務局に提出しなければならない。

(実績報告)

第24条 間接補助事業者は、補助事業が完了(廃止の承認を受けた場合を含む。)したときは、その日から起算して30日を経過した日又は補助金事務局が定める日のいずれか早い日までに様式第8による実績報告書を補助金事務局に提出しなければならない。

- 2 間接補助事業者は、第1項の実績報告書をやむを得ない理由により提出できない場合は、補助金事務局は期限について猶予することができる。
- 3 補助金事務局は、間接補助事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る補助事業の実績が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助金を交付しない場合がある。

(補助金の収益納付)

第25条 間接補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年以内に、補助事業の成果に基づく産業財産権等の譲渡又はそれらの実施権の設定及び、その他当該事業の実施の結果、他への寄付により収益があったときは、様式第18による収益状況報告書を補助金事務局に提出しなければならない。

- 2 補助金事務局は、前条又は前項の報告により、補助事業者に当該補助事業者の実施結果の事業化、産業財産権等の譲渡又はその他の実施権の設定及びその他当該補助事業の実施結果の他への寄付による収益が生じたと認めるときは、補助事業の完了した会計年度の翌会計年度以降において、補助事業者に対して交付した補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずることができる。
- 3 前項の規定により納付を命ずることができる額の合計は、補助金の確定額の合計額を上限とする。

(請求額の算定等)

第26条 間接補助事業者は、実績報告又は精算払の対象となる端末補助経費の額及び算定の参考となる情報を補助金事務局が定める集計期間毎に集約し、報告額及び請求額の算定を行うこととする。

(額の確定等)

第27条 補助金事務局は、第24条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第18条第1項に基づく承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、間接補助事業者に様式9により通知する。

- 2 前項の補助金の額の確定は、配分された補助対象経費の区分ごとの実績額に補助率を乗じて得た額と、対応する区分ごとに交付決定された補助金の額(変更された場合は、変更された額とする。)とのいずれか低い額の合計額とする。
- 3 補助金事務局は、間接補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
- 4 補助金事務局は、前項に基づき補助金の返還を請求しようとするときは、次に掲げる事項を、速やかに間接補助事業者へ通知するものとする。

- (1) 返還すべき補助金の額
- (2) 延滞金に関する事項
- (3) 納期日

- 5 補助金事務局は、間接補助事業者が第3項の規定による命令を受け、当該補助金を返還したときは、様式第10により報告させるものとする。
- 6 第4項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

第28条 補助金は前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

- 2 間接補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第11による精算払請求書を補助金事務局に提出しなければならない。

(手続き代行)

第29条 間接補助事業者は、様式第12による手続き代行の申請を補助金事務局に提出し、その承認を受けることで、第11条の交付申請書、第16条の交付申請取下げ届出書、第18条第1項の計画変更(等)承認申請書、第21条の承継承認申請書、第22条の事故報告書、第23条の状況報告書、第24条の実績報告書、第27条の精算(概算)払請求書の提出その他補助金事務局が指示する手続を、補助金事務局が別に定める条件を満たす代表申請事業者に対して依頼することができる。

- 2 代表申請事業者は、依頼された手続について、善良なる管理者の注意をもって対応しなければならない。
- 3 代表申請事業者は、手続きにあたって補助事業者から提供され、又は知り得た営業秘密について、他用途転用の禁止等の営業秘密の管理に係る責務を負うものとする。
- 4 補助金事務局は、代表申請事業者が第2項に規定する手続を虚偽その他不正の手段により行った疑いがある場合は、必要に応じて調査を実施し、不正行為が認められたときは、次に掲げる措置を講じることができるものとする。

- (1) 補助金事務局が行う契約の全部又は一部について、一定期間指名等の対象外とすること。
- (2) 補助金事務局が実施する全ての補助金について、一定期間の交付及び手続き代行の停止を命ずること。
- (3) 当該代表申請事業者の名称及び不正の内容を公表すること。

- 5 補助金事務局は、補助事業の適正かつ円滑な運営を図るため、必要があるときは代表申請事業者に対し、協力を求めることができるものとし、代表申請事業者は補助金事務局からの協力依頼に対して必ず協力しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第30条 補助金事務局は、第18条第1項第3号及び第4号の補助事業の全部若しくは一部の中止又は廃止の申請があった場合、又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第14条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は変更することができる。

- (1) 間接補助事業者が、法令、交付規程、公募要領に基づく補助金事務局の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 間接補助事業者又は補助事業が、本規程の規定に適合しない場合
- (3) 間接補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (4) 間接補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- (5) 交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (6) 間接補助事業者が、別紙暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合。

- 2 前項の規定は、第26条第1項に規定する補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

- 3 補助金事務局は、第1項の規定による取消し又は変更をしたときは、速やかに間接補助事業者に通知するものとする。
- 4 補助金事務局は、第1項の規定による取消し又は変更をした場合において、既に当該取消し又は変更に係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 5 補助金事務局は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 6 第26条第4項から第6項までの規定は、第4項の規定に基づく補助金の返還及び前項の規定に基づく加算金の納付の場合について準用する。この場合において、第26条第5項中「様式第10」とあるのは、「様式第13」と読み替えるものとする。
- 7 間接補助事業者は、第1項の規定に該当した場合は、速やかに補助金事務局が別に定める方法によって報告しなければならない。

(加算金の計算)

- 第31条 補助金事務局は、補助金が2回以上に分けて交付されている場合においては、返還を請求した額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を請求した額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を請求した額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したもとして当該返還に係る加算金を徴収するものとする。
- 2 補助金事務局は、加算金を徴収する場合において、間接補助事業者の納付した金額が返還を請求した補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求した補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

- 第32条 補助金事務局は、延滞金を徴収する場合において、返還を請求した補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該未納付金からその納付金額を控除した額を基礎として当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算をするものとする。
- 2 前条第2項の規定は、前項の延滞金を徴収する場合に準用する。

(財産の管理等)

- 第33条 間接補助事業者は、補助対象経費(補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。)により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助金の交付の目的に従って、その効率的・効果的運用を図らなければならない。
- 2 間接補助事業者は、取得財産等について、様式第14による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。
 - 3 間接補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第24条第1項に定める実績報告書に様式第15による取得財産等管理明細表を添付しなければならない。
 - 4 補助金事務局は、間接補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を補助金事務局に納付させることがある。

(取得財産の処分の制限)

- 第34条 取得財産等のうち、執行団体が処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産とする。
- 2 財産の処分を制限する期間は、令和2年度「面的キャッシュレス・インフラの構築支援事業」の補助金の交付が終了するまでとする。

- 3 間接補助事業者は、前項の規定により定められた期間中に、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第16による申請書を補助金事務局に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 前条第4項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(補助金事務局による調査)

第35条 補助金事務局は、補助事業の適切な遂行を確保するため必要があると認めるときは、間接補助事業者及びキャッシュレス決済端末本体等が設置された中小・小規模事業者に対し、補助事業に関する報告を求め、又は間接補助事業者及び中小・小規模事業者の事業所等に立ち入り、帳簿書類等の調査を行うことができる。

- 2 前項の間接補助事業者及び中小・小規模事業者は、補助金事務局が必要な範囲内において調査等を申し出た場合は、これに協力しなければならない。

(是正のための措置)

第36条 補助金事務局は、補助事業が適切に実施されていないと認めるときは、是正のための措置を取るべきことを間接補助事業者に命ずることができる。

(予算が不足する場合の措置等)

第37条 補助金事務局は、第11条の規定に基づいて別に指定する補助金交付申請書提出期限以前に、補助金の交付に係る予算が不足するおそれがあると認めるときは、補助金の交付に係る予算の執行状況を見極めた上で、交付申請の受付を中止することができる。この場合には、あらかじめ本事業のWebサイト等で周知するものとする。

- 2 補助金事務局は、前項の交付申請の受付中止に関係する必要事項を別に定める。

(補助金事務局によるデータ等の提供要請)

第38条 補助金事務局は国の施策に基づきキャッシュレス決済の普及促進を図るため、必要な範囲において間接補助事業者に対してキャッシュレス決済の普及に資するデータ等の提供を要請することができる。

- 2 間接補助事業者は、補助金事務局が必要な範囲内においてデータ等の提供を申し出た場合は、これに協力するよう努めなければならない。

(情報管理及び秘密保持)

第39条 間接補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

- 2 前項の情報のうち間接補助事業者その他の第三者の秘密情報(間接補助事業者が取得した研究成果、事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。)については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。
- 3 間接補助事業者は、補助事業の一部を第三者(以下、「履行補助者」という)に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。間接補助事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も間接補助事業者による違反行為とみなす。
- 4 本条の規定は補助事業の完了後(廃止の承認を受けた場合を含む。)も有効とする。

(暴力団排除に関する誓約)

第40条 間接補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならない。交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第41条 間接補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第17により速やかに補助金事務局に報告しなければならない。

2 補助金事務局は、間接補助事業者から前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を請求するものとする。

3 第26条第6項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

(監督官庁への情報開示)

第42条 補助金事務局は間接補助事業者から提供された情報について、監督官庁からの要請により情報開示が必要と認めるときは、その情報を開示する場合があります。間接補助事業者は、交付申請書又は計画変更(等)承認申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(その他必要な事項)

第43条 この交付規程に定めるもののほか、この交付規程の施行に関し必要な事項は、補助金事務局が別に定める。

附 則

この規程は、令和 2年 9月 28日から施行する。

暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

【別表1:補助対象経費の区分及び補助率】

キャッシュレス決済の導入に必要な決済端末、ソフトウェア、付属品、設置費等のうち間接補助事業者が負担する費用。詳細は下表のとおり。

区分	補助対象		補助率
決済端末本体等	決済端末	下記の機能を有する機器とする ・読み取り機能 ・決済処理機能 ・精算データ作成機能 ・精算データ送信機能 ・通信機能	3分の2以内
	決済関連ソフトウェア	・キャッシュレス決済端末と連動し、中小・小規模事業者等の経営効率の向上に資するプログラム等(※) ・上記ソフトウェア等にかかわる導入費用等	3分の2以内
広報費	当該事業の実施に当たり、地域団体が取り組む広報活動に係る外注費又は委託費(テキストメール広告、インターネット動画広告、説明用動画、DM、パネル等のグラフィック、動画の制作、開拓人件費等)		定額(10分の10以内)※

※ただし広報費は総事業費の5%以内。

- 注1 端末・付属品費用とその他費用とを明確に区別すること。
 注2 三者見積もり等を行い、価格の妥当性を説明すること。
 注3 自社調達の場合は利益等排除を行うこと。
 注4 原則としてキャッシュレス決済端末等の導入に必要な初期費用を補助対象とするが、端末等の利用に必要なデータ通信費等は補助対象外とする。
 注5 決済端末本体等を導入する場合のレンタル料・利用料については、当該事業期間中に要した費用を補助対象とする。

【別表2:補助金限度額】

補助金の上限・下限額は、以下のとおりとする。

上限額	
1事業者当たりの補助金上限額	5,000万円
下限額	
1事業者当たりの補助金下限額	100万円